

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属	福祉部高齢福祉課介護予防係			
問合せ先	03	-	5803	- 1209

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	シニアフィットネス事業補助金									
根拠規定等	シニアフィットネス事業補助金交付要綱									
創設年月	令和	4	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終了予定年月		
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見直しの内容										
予算科目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	3地域支援事業費	1介護予防・日常生活支援総合事業費		2一般介護予防事業費		2介護予防普及啓発事業		12シニアフィットネス事業		73
補助金の種別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補助									

2 補助金の概要

補 助 目 的	運動メニューの提供等を行う事業を実施する事業者に対し費用の一部を補助することにより、高齢者が気軽に運動に取り組める機会を提供し、運動習慣を身に付けることで、要介護状態になることを予防する。						
補 助 事 業 等 の 内 容	希望する高齢者にフィットネス利用券を配布し、その利用を受け入れるフィットネスクラブに対して、区がその費用の一部を助成する。						
補 助 対 象 経 費 の 内 容	区からフィットネス利用券の交付を受けた区民がフィットネスクラブを利用する際に要する経費。						
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☒ その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 公募により選定・登録されたフィットネスクラブ						
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 〔補助率 〕 ☐ 定額 〔補助額 〕						
	☒ 補助単価 〔 補助単価 1,500 単位 円(1人1回)〕 ☐ その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 1人12回の利用を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 都度利用(ビジター料金)の設定がある施設の利用料を参考に、区と民間事業者との協働の考えの下、半額程度の額を補助するものとして設定。						
公 募 の 状 況	ホームページ、区報等により周知。						
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 〔 区民が提出する利用券 〕						
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独	負担割合	区 12.5%	国 23.55%	都 12.5%	保険料 24.45%	
	☒ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	上乗せの内容・理由					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	－	5,933	9,093	7,920
決算(予算)額	－	8,900	13,640	11,880
国庫支出金	－	2,055	3,222	2,798
都支出金	－	1,113	1,705	1,485
その他	－	4,620	7,008	6,113
一般財源	－	1,112	1,705	1,484
交付実績の特記事項	保険料24.91％、国交付金23.09％、都交付金12.5％、支払基金27％、区負担分12.5％(令和4年度) 保険料24.38％、国交付金23.62％、都交付金12.5％、支払基金27％、区負担分12.5％(令和5年度) 保険料24.45％、国交付金23.55％、都交付金12.5％、支払基金27％、区負担分12.5％(令和6年度) 本制度の利用は1人1回までとしているが、令和4年度はコロナ禍で利用を控えた者が多かったため、令和5年度は例外的にリピーターの申込を可とした。			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	令和5年度までで約2,500人にフィットネス利用券を配付し、介護予防に取り組むきっかけづくりに寄与することができた。マシン等を活用し、個人の裁量で自由に運動できるため、従来の介護予防事業ではアプローチが難しかった前期高齢者の男性の参加につながった。
課題	新型コロナウイルス感染症の影響から、令和4年度・5年度は再度の申請利用を可としたが、令和6年度は不可としたため申請件数が減少している。
今後の方向性	区報やCATV 放映による周知を行い、申請件数の増加を図る。65 歳以上になる方に向けて年度初め DM を送ることなどを検討している。